

## 令和8年度 川崎市ホームレス巡回相談事業等委託仕様書

### 1 巡回相談事業

#### (1) 目的

本業務は、巡回相談事業実施要綱に基づき「川崎市ホームレス巡回相談事業」を確実に実施することを目的とする。

#### (2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (3) 対象者

川崎市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）又はホームレスとなるおそれがある者とする。

#### (4) 実施場所

本事業の実施場所は、川崎市全域においてホームレスが起居する場所のほか、ホームレス及びホームレスとなるおそれがある者が参集する場所とする。

#### (5) 事業内容

##### ア 巡回相談活動

（ア）巡回相談による個別面談を通じて、相談した者の生活実態やホームレスとなるに至った要因を聴取するとともに、身体的・精神的状況、今後の希望、自立意欲の確認を行い、個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を実施すること。

（イ）自立意欲のある者に対しては、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「センター」という。）、福祉施策等の情報提供を行い、野宿生活からの自立を促す。この場合、福祉事務所、NPO法人等の関係機関との密接な連携の下、適切な情報提供に努めること。また、必要に応じて福祉事務所への付き添いや事務手続きを行うとともに、センター、医療機関までの搬送を行うこと。

（ウ）自立意欲の乏しい者に対しては、巡回相談を繰り返し、粘り強く助言、説得を行うとともに、個々の抱える課題、状況を十分に把握した上で、自立に向けての具体的な方策を提示し、自立への動機付けに努めること。

（エ）体調不良を訴える者に対しては、医療機関への受診を促すとともに、センターへの緊急入所を検討する。また、状態が悪化している場合は、緊急搬送も含め、医療機関への搬送を検討する。なお、その際は生活保護・自立支援室と事前協議を行うものとし、必要に応じて付き添いや事務手続きを行うこと。また、休日、夜間等で、生活保護・自立支援室と事前協議ができないときは、事前に決められた対応を行う。また、必要に応じて、受注者において判断し、事後に生活保護・自立支援室への報告を行うこと。

（オ）精神疾患、知的障害等の疑いがあり、コミュニケーションを取ることが困難な者に対しては、医師による専門的な見地からのアドバイスを基に効果的な相談を実施すること。

（カ）生活保護・自立支援室を通して市民及び都市公園・河川・道路・駅舎等の施設管理者からホームレスに関する情報提供や照会、合同巡回の依頼がなされた場合には、内容を判断した上で連携、協力に努めること。

（キ）受注者は、毎月川崎市内のホームレスが生活する全地域を巡回することとし、生活保護・自立支援室と協議し、地域ごとのホームレスの人数、ホームレスの健康状態、市民・

関係機関からの問い合わせの有無を勘案した上で重点巡回地域を定め、効果的に巡回相談を実施すること。

- (ク) 受注者は、ホームレスのセンターへの入所、退所の状況を把握し、効果的かつ効率的な巡回相談を実施すること。
- (ケ) 台風やゲリラ豪雨等の自然災害やホームレスの襲撃事件等、緊急案件発生の際は、臨時巡回を実施し、被害状況を確認するとともに今後の生活相談を行うこと。また、河川敷等、居住区域に浸水がみられるなど大きな被害があった場合は別途生活保護・自立支援室が定める被災状況確認票にホームレスの被災状況を入力し、報告を行うこと。
- (コ) 受注者は、網羅的かつ効率的な巡回相談を実施するため、巡回計画を策定すること。また、計画の策定にあたっては対象者を苦情頻度、地域、対応重要度で区分し、台帳で管理すること。なお、区分、巡回頻度等については、生活保護・自立支援室と協議の上決定するものとする。
- (サ) ホームレスの衛生状態を改善するため、必要に応じてリフレッシュ事業の利用を促すこと。
- (シ) 受注者は、ホームレスとなるおそれがある者に対し、ホームレスに陥らないよう、だいJ O Bセンター等と連携し自立支援施策の周知を行うこと。また、施策の周知について、協力する企業・店舗の開拓を行うこと。
- (ス) 川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅事業の実施にあたり、センター施設長等と連携し、対象者への事業利用の勧奨及び入所者の選定等を行うこと。
- (セ) 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に伴い、環境局と連携し、主に空き缶回収による収入で生計を立てていたホームレスに対し、計画的に重点的な支援を実施すること。
- (ソ) ピアサポートを実施するにあたり、ピアサポートの選定等を行い、対象者の研修や巡回時の支援方法等について生活保護・自立支援室と協議の上決定するものとする。

#### イ 実施状況報告

- (ア) ホームレス数（概数）及びホームレスの生活状況を常に把握し、川崎市の指示・依頼に基づき報告すること。
- (イ) 受注者は、毎月の委託事業の実施状況を、翌月10日までに川崎市長に報告すること。
- (ウ) 受注者は、川崎市内のホームレスの状況（地図上で場所を表示できるデータを含む）について、毎月報告すること。

#### ウ 記録等の管理

受注者は、巡回相談の記録等を整備し、適切に管理すること。

#### エ 目標

センター及び医療機関等の関係機関に繋がった人数20人以上の達成を目標に、支援を実施する。

#### オ その他

- (ア) 巡回相談に当たっては、ア（ア）に定める事項のほか、適宜、衛生改善事業、野宿生活者健診、結核検診、越年対策事業等に関する広報を行うこと。
- (イ) その他、ホームレスの自立支援に有効な活動を行うこと。
- (ウ) 必要に応じて、国の定める研修に参加すること。

### （6）実施体制等

#### ア 実施体制

- (ア) 巡回相談支援員を3名以上配置し、このうち2名は常勤職員とする。さらに常勤職員

のうち1名は、ホームレス相談に関する経験や知識を有する主任相談支援員とし、本市巡回相談事業の全体調整並びに相談支援員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応にあたり、組織的かつ効果的な相談活動を行うこと。

- (イ) 精神科医を月1回以上、巡回相談活動に配置すること。
- (ウ) 巡回にあたっては、必要に応じて複数人で対応すること。

イ 相談支援員の資格

社会福祉士又は事業実施に必要な専門知識を有する者とする。

ウ 勤務日及び勤務時間

常勤職員は、原則として週5日、1日8時間勤務とするが、ホームレスの相談ニーズに応えるため、少なくとも週に1回以上の夜間巡回及び月に1回以上の深夜巡回を実施する。また、必要に応じて、休日の巡回を実施する。

(7) 実施上の留意事項

- ア 巡回相談実施時間外についても、緊急の理由により相談が必要な場合を想定し、常時連絡が取れるようにすること。
- イ ホームレスの多くは、疾病、借金、アディクション（アルコール、薬物、ギャンブル等の嗜癖・依存症）、離婚その他の家庭問題等複雑な問題を抱えており、家族・親族との交流が途絶え、社会との接点を喪失し、一般社会生活から逃避している者もいることから、関係機関と密接な連携を図りつつ、粘り強い助言、案内を通し社会との接点を確保する等、個々の事情に対応したきめ細かな自立支援の実施を図ること。
- ウ その他、ホームレスが相談しやすく、効果的な自立支援が受けられるよう配慮すること。

(8) その他

- ア 本事業の実施に当たっては、センターの相談支援員や関係機関との十分な連携に配慮するとともに、地域住民の協力が得られるよう努めること。
- イ 巡回相談支援員は、各種研修会や福祉事務所、医療機関、NPO法人等の関係機関との交流の機会を活用し、日頃から相談、対応の技術の向上その他の自己研鑽を図るものとする。
- ウ 本事業の実施にあたっては、効率的な事業実施及び緊急時の対応のために本来業務の遂行に支障のない範囲で、全国調査事業及び越年対策事業に車両等を融通することを可とする。
- エ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者の引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。
- オ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。

## 2 全国調査事業

### (1) 概数調査

#### ア 目的

この調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とする。

#### イ 調査の客体

調査の客体は、同法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」とする。

#### ウ 実施期間

この調査は、令和9年1月中において、神奈川県から通知された基準日と連続する2日間にかけて実施すること。

ただし、天候、調査の都合上等のやむを得ない理由により、当該基準日に実施することができないときは、同月中において川崎市が指定する日からその翌日にかけて実施するものとする。

#### エ 調査方法

- (ア) この調査は市内の全地域で実施することとし、巡回による目視調査とする。
- (イ) この調査により市内で起居するホームレスが確認されたときは、川崎市が定める様式に、調査場所（地点）、その場所の区分（「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の5区分とする。）、男女別（男・女・不明）の数及び野宿の形態（小屋、ブルーテント、ダンボール敷き等）を記載するものとする。
- (ウ) 調査に当たっては、カウンター機器等を使用して人数を調査すること。
- (エ) 調査に当たっては、次の「調査ブロック」により実施すること。
- (オ) 調査に当たっては、ブロック内のホームレスの所在する場所や時間帯を把握し、より効果的に調査ができるよう事前に準備する。

#### 調査ブロック（例）

班構成	調査の分担			
	時間	1日目	2日目	
A班 (2人)	・都市公園 ・道路 ・駅舎 ・その他施設	22時 ～ 翌2時	川崎区 (川崎区役所管内)	幸区 ・中原区（中原街道以南）
B班 (2人)			川崎区 (大師支所管内)	中原区（中原街道以北）・ 高津区
C班 (2人)			川崎区 (田島支所管内)	多摩区・宮前区・麻生区
D班 (3人)	多摩川河川敷	9～17時	丸子橋以南	丸子橋以北

オ 調査実施後のとりまとめ

この調査の結果は川崎市が指定する様式（令和8年度ホームレス概数調査集計表）に集計し、調査の終了日から1週間以内に、川崎市に提出すること。

カ 調査の実施に当たっての留意点

- (ア) 調査の実施に当たっては、ホームレスの所在する場所や時間帯を把握し、より効果的に概数調査ができるよう事前に準備すること。
- (イ) 都市公園、河川等の公的施設における調査は、その施設管理者の協力を得て調査を実施すること。
- (ウ) 受託者は、この事業に従事する職員について、川崎市が実施する説明会に参加させるものとする。

キ 調査員の登録

- (ア) この調査に当たる調査員は、18人工を上限とする。
- (イ) 受託者は、調査に当たる調査員を決定し、事前に川崎市まで届けること。

ク その他

- (ア) 受託者は、この調査の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (イ) 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。
- (ウ) 本事業の実施にあたっては、効率的な事業実施及び緊急時の対応のために本来業務の遂行に支障のない範囲で、巡回相談事業、越年対策事業及びアフターケア事業に両等を融通することを可とする。
- (エ) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。
- (オ) 本調査は、県からの依頼に基づき、国の作成した実施要領及び調査の手引き等に従って実施する。今後示される実施要領等において、本仕様と異なる内容のあるときは、当該実施要領等の内容が優先する。

(2) 生活実態調査

ア 調査の目的

この調査は、国の実施要領に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）の見直しにあたって必要なデータを得ることを目的とする。

イ 調査の客体

調査の客体は、同法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」とする。

ウ 調査目標値

42人

エ 調査期間

厚生労働省が定める期間で2週間程度（事前調査を含む）

オ 調査方法

（ア）調査の準備

- a 受託者は、調査員について川崎市に報告するとともに、調査員証を受け取り調査員に対して配布すること。また、調査員証は調査実施時常に携帯させること。
- b 受託者は、調査員に対して調査の趣旨、調査内容、面接調査の手法等について事前に確認するよう指示すること。
- c 受託者は、事前調査として調査実施日より前にホームレスに対して周知を行うとともに、調査客体の選定を行う。その際、性別、年齢、生活場所について偏りがないように選定すること。

（イ）調査の実施

- a 国の指定する調査票に基づき、個別面接調査を実施する。
- b 原則として調査は2人1組で行う。
- c 調査結果を集計票に記入する。

カ 調査票の提出

各調査票及び集計票に記入漏れや誤記入がないか確認し、市が定める期日までに、川崎市に提出すること。

キ 調査の実施に当たっての留意点

- （ア）調査に当たっては、事前の調査結果に基づき、より効果的に調査ができる調査日、時間帯に実施する。
- （イ）調査中にホームレスからの質問があった場合「令和8年度ホームレスの実態に関する全国調査 調査の手引き」の「III 調査員対応事例集」を参照の上、対応すること。  
調査員対応事例集に記載の無い質問については、川崎市に確認し、対応すること。
- （ウ）受託者は、この事業に従事する職員について、特段の事情が無い限り川崎市が実施する説明会に参加させるものとする。

### 3 越年対策事業

#### (1) 目的

年末年始において、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事、健康相談等のサービスを提供し、最低限度の生活を保障するとともに、本事業の利用を機会に自立への意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげることを目的とする。

#### (2) 施設の開設期間

令和8年12月29日から令和9年1月4日まで

#### (3) 対象者

- ア 市内に起居するホームレスで、自立の意思がある者
- イ 市内に起居するホームレスで、高齢、病弱等により年末年始期間中の援護が必要な者

#### (4) 実施場所

市内の指定した施設及び各自立支援センター等

#### (5) 事業内容

- ア 越年対策事業実施施設(以下「施設」という。)の管理運営について

(ア) 受注者は、ホームレス越年対策事業(以下、「越年対策事業」という。)の利用者に対し、施設に一定期間入所させ、宿所、食事等のサービスの提供を行うものとする。サービスの提供にあたっては、市と相談し、感染症の感染拡大防止に関して、必要な措置を取ること。

(イ) 受注者は、施設の管理運営に当たって、火災、損傷等を防止し、財産の保全を図るとともに常に清潔の保持に努め、日常的な清掃を実施するものとする。

(ウ) 受注者は、受託事業の執行については、的確にこれを履行するものとし、施設の管理運営状況等について適宜報告するものとする。

(エ) 受注者は、越年対策事業を実施する施設として市が確保した施設で実施するものとし、使用について管理責任者と適切に調整を行うものとする。

(オ) 受注者は、会場の設営及び撤収、原状復帰を行う。

(カ) 受注者は、施設内の暖房、照明等設備について、適切に管理するものとする。

#### イ 事業の案内について

事業の実施について、チラシを作成し、ホームレスに対し事前及び実施期間中に事業の案内を行う。

#### ウ 入所時面接

市内の指定した場所にて行うこと。

#### エ 利用者の移送

(ア) 普段の宿泊場所から実施施設までの移動が困難な利用希望者については、車で移送する。

(イ) 入所面接後、自立支援センター日進町、生活づくり支援ホーム下野毛及び要援護者等自立支援センターに入所決定した利用者については、車で移送する。

#### オ 利用者に対する生活支援

受注者は、利用者に対する生活支援として、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 就寝場所及び寝具の提供

受注者において、会場の設営（面接場所・就寝場所等の設置、案内表示、荷物の搬入など）及び事業終了後の原状復帰を行うこと。

（イ）食事の支給

越年対策事業実施期間中に利用者に提供する食事は、各センター以外を利用する者を対象とし、朝食は6時30分から8時まで、昼食は11時30分から13時30分まで、夕食は17時から19時を目安に1日3食とする。

（ウ）タオル、下着、歯磨きセット等日用品の支給

（エ）利用者へのスケジュール、諸注意等の案内の作成及び周知を行うこと

（オ）施設の開設期間中に最低4回、入浴の機会を提供し、必要に応じて入浴施設に車で移送すること。5回以上入浴の機会を希望する者がいるものには、男性については、自立支援センター日進町にあるリフレッシュ事業用シャワーの利用ができるよう調整すること。女性については、生活づくり支援ホーム下野毛あるいは、要援護者等自立支援センターにあるシャワーの利用ができるよう調整すること

（カ）病人が発生した場合には、病状に応じ、救急車の要請や医療機関への付き添いを行うこと

（キ）越年期間中の退所時意向調査の実施

（ク）センターの案内等自立意欲の向上を図るためのプログラムを実施し、路上（野宿）生活からの脱却を促すこと

（ケ）その他緊急時等における必要な支援

カ 目標

越年対策事業終了後、センター入所等の支援に繋がった人数6人以上の達成を目標に、支援を実施する。

（6）実施体制

ア 事業実施期間中、設営日および原状復帰日以外の日中は3人以上、夜間は2人以上の職員を配置するものとし、そのうち1名を責任者とすること。

イ 市が指定した日付においては、看護師をのべ3人以上配置すること。

ウ 会場設営および利用者受入、原状復帰にあたって、必要な人員を確保すること。

（7）その他

ア 料金の不徴収

受注者は、本事業において、利用者から利用料金を徴収しないものとする。

イ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。

ウ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議すること。